

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

職員からの苦情相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この人事委員会規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号に規定する苦情の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情相談)

第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 離職に関する苦情相談

二 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第49条の2第1項の規定による審査請求若しくは法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第51条第1項の規定による審査請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(職員相談員)

第3条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）を指名する。

(事案の処理)

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あつせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当

該事案の処理を打ち切るものとする。

- 3 事案について、法第49条の2第1項の規定による審査請求の受理若しくは法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求の受理又は補償法第51条第1項の規定による審査請求の受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査)

第5条 職員相談員は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(人事委員会及び各任命権者の協力)

第9条 人事委員会は、各任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

- 2 前項に規定するほか、人事委員会及び各任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この人事委員会規則は、平成17年4月1日から施行する。
(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)
- 2 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和34年広島県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の一号を加える。

七 職員からの苦情相談に関する規則（平成17年広島県人事委員会規則第10号）第5条の規定により職員相談員から事情聴取等を求められた職員が当該事情聴取等に応じる場合
（広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正）

3 広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和44年広島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。

第4条中第22号を第23号とし、第17号から第21号までを一号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の一号を加える。

十七 職員の苦情の処理に関すること。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成14年広島県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則（平成22年3月31日人事委員会規則第9号）

この人事委員会規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月4日人事委員会規則第1号抄）

（施行期日）

第1条 この人事委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。